

電気通信番号規則の一部改正について

I 改正の背景

現在、電気通信番号のうち、050(IP電話サービス)及び060(FMCサービス)以外の番号については、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と直接の網間信号接続を行うことを、電気通信番号の指定要件としている。

当該指定要件については、情報通信審議会において、多くの事業者から現状サービスを同品質で間接接続にて提供可能との回答を得たこと、相互接続点(POI)の構築において費用軽減に資すること等から、平成24年3月1日に、「一の電気通信事業者の網を介した間接接続による電話番号の指定を可能とすることが適当」とする答申(情報通信審議会答申「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」(情通審第23号))が示されたところである。

今回の電気通信番号規則の一部改正では、本答申を踏まえ、電気通信番号の指定要件について、所要の規定整備を行うものである。

II 改正の概要

○ 電気通信番号の指定要件の緩和に係る規定の整備

【電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)別表第二関係】

本件は、第一種指定電気通信設備と直接の網間信号接続を行うことを電気通信番号の指定要件としている規定について、一の電気通信事業者の網を介しての網間信号接続を行うことも可能とするため、規定の改正を行うものである。

III 施行日等

施行期日は公布の日とする。